

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 趣旨

地方活力向上地域における地方税の課税免除および不均一課税に伴う減収補てんに係る省令の適用期限が延長されたこと等を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするもの。

### 2 地方活力向上地域における県税の軽減措置の概要

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に規定する移転型事業（注 1）および拡充型事業（注 2）の対象となる地方活力向上地域内において、知事の認定を受けた事業者が、認定を受けた日以後 2 年を経過する日までに、一定の設備（取得価額の合計額が原則 3,800 万円以上のもの）を新設または増設した場合に、次の表のとおり、軽減措置を講じている。

（注 1）移転型事業とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する、東京 23 区内から、本社または主たる事務所等を地方活力向上地域内に移転して整備する事業をいう。

（注 2）拡充型事業とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する、地方活力向上地域内において本社または主たる事務所等を整備する事業（移転型事業を除く。）をいう。

	移転型事業	拡充型事業
不動産取得税	課税免除	税率×1/10
事業税	(1 年目) 標準税率×1/2 (2 年目) 標準税率×3/4 (3 年目) 標準税率×7/8	(軽減措置なし)

※ 本県においては、その財政力指数から、移転型事業に係る減収分は交付税措置の対象となるが、拡充型事業に係る減収分は交付税措置の対象とならないものの、近隣府県との立地競争力を維持するために、拡充型においても軽減措置を実施している。

### 3 改正の概要

#### 【現 行】

地域再生計画の認定公示日(平成 28 年 3 月 23 日)から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が対象。

#### 【改正後】

地域再生計画の認定公示日(平成 28 年 3 月 23 日)から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が対象。

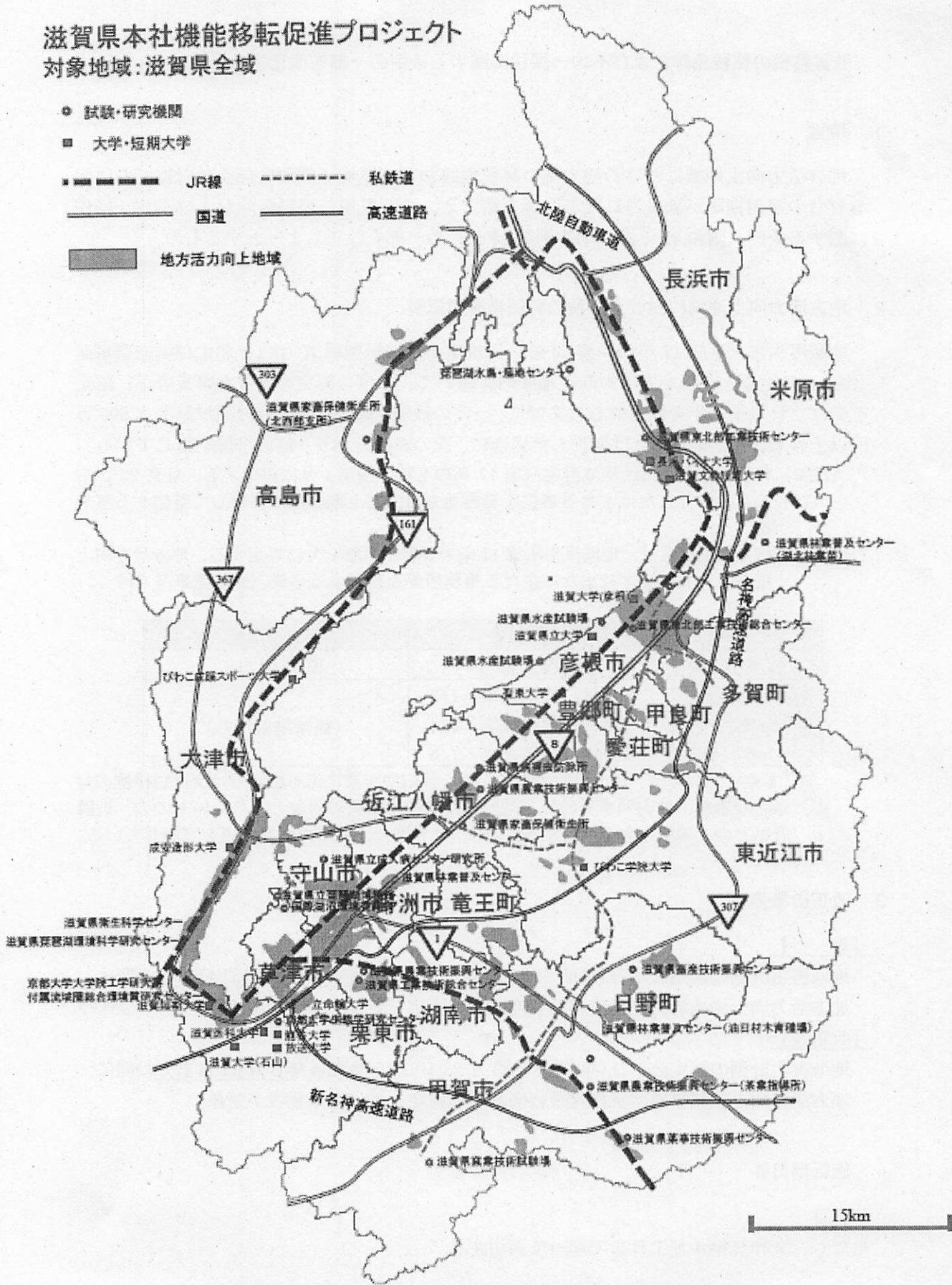
### 4 施行期日等

公布日

ただし、令和 2 年 4 月 1 日まで遡って適用する。

# 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト 対象地域：滋賀県全域

- 試験・研究機関
- 大学・短期大学
- JR線
- 私鉄道
- 国道
- 高速道路
- 地方活力向上地域



15km

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部改正等に伴い、地方活力向上地域における課税の軽減措置の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 地方活力向上地域における課税の軽減措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。(第5条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和2年4月1日から適用することとします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和2年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。))に対して課するものに限る。)を課さない。</p> <p>2 地方活力向上地域内において、公示日から令和2年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税)</p> <p>第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第18項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。))に対して課するものに限る。)を課さない。</p> <p>2 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。</p>

(1)および(2) 省略

3および4 省略

第6条および第7条 省略

(1)および(2) 省略

3および4 省略

第6条および第7条 省略